○厚生労働省告示第十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十八年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表中

「

ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	平成二十六年十二月七日
エピナスチン	平成二十六年十月二十五日
イブプロフェン・ブチルスコポラミン	平成二十六年十二月七日
ペミロラストカリウム。ただし、内用剤に限る。	平成二十七年一月十一日
オキシメタゾリン	平成二十七年四月六日

」

を

「

オキシメタゾリン	平成二十七年四月六日

」

に改め、同表に次のように加える。

セチリジン	平成二十八年二月一日

○厚生労働省告示第十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(12)までを(6)から(11)までとする。

○国土交通省告示第二百六十九号

建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）の施行に伴い、及び建設業法（昭和二十四年法律第百号）第七条第一号ロの規定に基づき、建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和四十七年建設省告示第三百五十一号）の一部を次のように改正する。

第一号中「有する者」を「有する者。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）の前におけるとび・土工工事業に関するイ又はロに掲げる経験は、それぞれ解体工事業に関するイ又はロに掲げる経験とみなす。

附　則

この告示は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二百七十号

建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）の施行に伴い、及び建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十七条の三十第三項の規定に基づき、監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成七年建設省告示第千二百九十七号）の一部を次のように改正する。

表清の項の次に次のように加える。

解	解体工事業

表に次のように加える。

実経（解）	解体工事業に関し法第十五条第二号ロに規定する実務の経験を有する者であること。

附　則

この告示は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二百七十一号

建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）の施行に伴い、及び建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第三項の規定に基づき、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一の三の1中「二まで」の下に「（平成二十八年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間にとび・土工工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けようとするときは、とび・土工工事業、解体工事業及びその他の一種類をあわせた三まで）」を加える。

附　則

1　この告示は、建設業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

2　この告示による改正後の建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件は、平成二十八年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号）により改正された建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）様式第二十五号の十一別紙二記載要領6のとび・土工工事業・解体工事業（経過措置）に関する経営事項審査について準用する。この場合において、とび・土工工事業又は解体工事業に従事する技術職員は、とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）に従事する技術職員とみなすほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一の一の1

許可を受けた建設業に係る建設工事（「土木一式工事」についてはその内訳として「プレストレスト・コンクリート構造物工事」、「とび・土工・コンクリート工事」については「法面処理工事」、「鋼構造物工事」についてはその内訳として「鋼橋上部工事」を含む。以下同じ。）の種類別	とび・土工・コンクリート工事及びとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の